



すみれ薬局

Medical Service

営業体制	
土曜日営業 <input type="radio"/>	日曜日営業 <input type="radio"/>

支払い	
クレジットカード <input type="radio"/>	電子マネー <input type="radio"/>

設備		
車椅子対応 <input type="radio"/>	ウォーターサーバー <input type="radio"/>	キッズスペース <input type="radio"/>

対応サービス		
電子処方せん受付 <input type="radio"/>	マイナンバー保険証 <input type="radio"/>	ジェネリック対応 <input type="radio"/>
処方箋送信 (WEB・アプリ) <input type="radio"/>	薬剤師在宅訪問 <input type="radio"/>	注射針回収 <input type="radio"/>
お薬手帳アプリ <input type="radio"/>	かかりつけ薬剤師 <input type="radio"/>	無菌調剤 <input type="radio"/>
オンライン服薬指導 <input type="radio"/>		

届出施設基準			
調剤基本料 1	後発医薬品調剤体制加算 3	地域支援体制加算 1	
連携強化加算 <input type="radio"/>	医療DX推進体制整備加算 1	かかりつけ薬剤師指導料 かかりつけ薬剤師包括管理料 <input type="radio"/>	
特定薬剤管理指導加算 2 <input type="radio"/>	無菌調剤処理加算 <input type="radio"/>	在宅患者 訪問薬剤管理指導料 <input type="radio"/>	
在宅薬学総合体制加算 <input type="radio"/>	在宅患者医療用麻薬 持続注射療法加算	在宅中心静脈栄養法加算	

対応可能な保険調剤		
在宅調剤	麻薬調剤	生活保護
結核医療	原爆	精神通院
育成・更生医療	労災	難病・小児慢性
特定疾病		

※すべての患者さまへ無料で明細書を発行しております

在宅療養管理指導事業所

指定都道府県

大阪

指定事業所番号

2744103439

■ 運営方針

要介護または要支援の認定を受けている利用者が、居宅において自立した生活を営むことができるよう、医師の指示に基づいて薬剤師が訪問し、薬剤管理をいたします。

■ 居宅療養管理指導の内容

1. 処方箋による調剤（患者さまの状態に合わせた調剤上の工夫）
2. 薬剤等の居宅への配送
3. 使用薬剤の有効性に関するモニタリング
4. 副作用の早期発見、未然防止と適切な処置
5. 使用薬剤、用法・用量に関する医師等への助言
6. 服薬管理指導歴の管理
7. 居宅における薬剤の保管・管理に関する指導
8. 薬剤の重複投薬、相互作用等の回避
9. A D L、QOL 等に及ぼす使用薬剤の影響確認

■ 苦情処理

居宅療養管理指導に関わる苦情が発生した場合は、迅速かつ適切に対応するよう、必要な措置を講じます。

■ その他運営に関する重要事項

健康保険法、介護保険法等を遵守し、業務を行います。

■ 提供するサービスの種類

居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

■ 秘密の保持

当事業所は正当な理由が無い限り、その業務上知り得た利用者及びその家族等の秘密を漏らしません。
また、当事業所はサービス担当者会議において、利用者及びその家族等に関する個人情報を用いる必要がある場合には、利用者及びその家族等に使用目的等を説明し、同意を得なければ使用することができません。

■ 事故発生時の対応

当事業所が行うサービスの提供にあたって事故が発生した場合には、速やかに利用者の後見人または家族に連絡を行うとともに、措置を講じます。また、事故により利用者またはその家族の生命、身体、財産に損害が発生した場合は、速やかにその損害を賠償します。

苦情・相談の連絡先

事業所所在地の都道府県 国民健康保険団体連合会 介護保険課

(大阪) 電話番号：06-6949-5244

(兵庫) 電話番号：078-332-5617

患者のみなさまへ

令和6年10月からの 医薬品の自己負担の新たな仕組み

- 後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、**先発医薬品の処方**を希望される場合は、**特別の料金をお支払いいただきます。**
- この機会に、**後発医薬品の積極的な利用**をお願いいたします。

- 後発医薬品は、先発医薬品と有効成分が同じで、同じように使っていただけるお薬です。
- 先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の4分の1相当を、特別の料金として、医療保険の患者負担と合わせてお支払いいただきます。
- 先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金は要りません。

新たな仕組みについて

特別の料金の対象となる
医薬品の一覧などはこちらへ



後発医薬品について

後発医薬品(ジェネリック医薬品)
に関する基本的なこと



※QRコードから厚生労働省HPの関連ページにアクセスできます。

将来にわたり国民皆保険を守るため
皆さまのご理解とご協力をお願いいたします